広島県企業局水道事業評価委員会運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，広島県公営企業の設置等に関する条例（昭和４５年広島県条例第２１号）第４条の３第６項に基づき，同条第１項に規定する広島県企業局水道事業評価委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し，必要な事項を定める。

（事業評価及び委員会の目的）

第２条　広島県公営企業が所管する工業用水道事業及び水道用水供給事業（水源開発を含む。以下併せて「水道事業」という。）について，公営企業の管理者（以下「管理者」という。）が事業評価を行うに当たり，識見を有する者で組織する委員会の意見を聴くことにより，水道事業の効率的な執行及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

（事業評価の対象事業及び実施時期）

第３条　前条の事業評価の対象は，主として国庫補助金の交付を受けて実施する水道事業（新規事業のうち事業費１０億円未満の事業を除く。）とする。

２　前項の事業評価の実施時期は，次に掲げる時期に実施する。

⑴　新規事業の評価については，事業採択の適正な実施に資する観点から，事業採択前の段階に実施する。

⑵　事業の再評価については，原則として，事業採択後５年を経過して未着手の事業及び１０年を経過して継続中の事業を対象として実施するものとし，１０年経過以降は原則として再評価実施後５年経過ごとに実施する。ただし，当該年度に完了する事業については，再評価を行わない。

⑶　水源開発のための施設（海水淡水化施設を除く。）の整備を含む事業の再評価については，前号の評価に加え，本体工事又は本体関連工事の着手前の適切な時期に実施する。なお，当該再評価を実施した場合は，原則として以後１０年間評価を実施しない。

⑷　前二号にかかわらず，社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合には，適宜，再評価を実施する。

（事業評価案の作成及び諮問）

第４条　管理者は，事業評価を行うに当たって必要となるデータの収集及び整理等を行い，国等の策定する評価手法を用いて，事業の概要，事業をめぐる社会経済情勢等，事業の進捗状況，新技術の活用，コスト縮減及び代替案立案の可能性，費用対効果分析などを総合的に整理した上で，事業の実施又は継続，事業計画等の見直し，事業の休止，事業の中止などの事業評価案を作成し，委員会に諮問する。

（委員会の調査審議）
第５条　委員会は，事業評価案について，必要性，効率性又は有効性等の観点から調査審議する。
２　委員会の調査審議は，調査審議過程の透明性を確保するとともに，事業の特性や技術的判断等が反映可能な運営となるよう配慮するものとする。

（調査審議結果に基づく対応）
第６条　委員会は，調査審議した結果について，管理者に対して意見具申を行う。
２　管理者は，委員会からの意見具申があったときは，これを尊重し，必要な対応を講じるとともに，事業の実施又は継続，事業計画等の見直し，事業の休止，事業の中止などの事業評価を決定する。

（評価結果の報告及び公表）
第７条　管理者は，評価結果について国に報告するとともに，公表する。

（委員長）
第８条　委員会の委員長は，委員の互選によりこれを決める。
２　委員長に事故があるとき又は欠けたときは，委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）
第９条　委員会の会議は，原則として，年に２回開催する。
２　委員会は，委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
３　委員会の議事は，出席者の過半数で決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。

（事務局）
第１０条　委員会の事務局は，企業局水道課に置く。

附　則
１　この要綱は，平成２６年４月１日から施行する。
２　広島県企業局水道事業評価委員会設置要綱及び広島県企業局水道事業に係る事業評価実施要領は，本要綱の施行をもって廃止する。